

令和 5 年 6 月 30 日現在

機関番号：32641

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2022

課題番号：18K01369

研究課題名（和文）信用貨幣論と有価証券法理の統合にもとづく新たな決済法構築のための基礎的研究

研究課題名（英文）Exploratory Research for Establishing the Law of Payment System by Integrating Credit Theory of Money and Theory of Negotiable Instruments

研究代表者

伊藤 壽英（Ito, Hisaei）

中央大学・法務研究科・教授

研究者番号：90193507

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,700,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、これまで個別の学問領域で研究されてきた貨幣論・有価証券法理を統合することによって、決済手段と決済システム、および取引社会の信認に依存する関係を明らかにした。これによって、あらたに開発される決済手段の機能と決済システムを含めた、包括的包括的決済サービス法制の構築にとって、有用な知見を得ることができた。とくに、本研究は、信用貨幣論の視点から有価証券法理を再解釈することを通じて、新たな決済手段をめぐる法的紛争の発生において、伝統的な法原則・判例法理・商慣習を適用可能とする理論的基礎を提供することができると思われる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

技術の進展や社会のニーズにより、新たな決済手段・決済サービスの提供が拡大するとともに、利用者の保護という点から、包括的横断的な法規制の必要性も認識されることとなる。本研究は、これまで別個に研究対象となっていた貨幣論と有価証券法理について、現代的な経済学の知見を借りて、決済手段としての機能を果たすには決済システムが必要であること、その利用・利便性は社会的信認の獲得に依存することを明らかにした。新たな決済手段の導入には、様々な紛争の発生が予想されるところ、伝統的に発展してきた法原則・判例法理・商慣習を適用できる理論的基礎を提供しえた。

研究成果の概要（英文）：By integrating credit theory of money and theory of negotiable instruments theories that have been studied in separate academic fields, this study clarified the relationship between payment instruments and payment systems, and their dependence on the trust of the trading community. This has provided useful insights for the construction of a comprehensive and inclusive payment services legislation, including the functions of payment instruments and payment systems to be developed in the future. In particular, through reinterpreting the legal doctrine of negotiable instruments from the perspective of credit theory of money, this study will provide a theoretical basis for applying traditional legal principles, case law, and business practices to legal disputes over new means of payment.

研究分野：法学

キーワード：信用貨幣論 有価証券 決済手段 決済システム 手形小切手 銀行制度 電子的決済手段 暗号資産

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

政府は、骨太の方針において、キャッシュレス社会の発展を謳い、それに伴う決済サービスのインフラ整備を進めることとした。電子マネーや暗号資産など非伝統的な決済手段の拡大は、キャッシュレス社会の利便性を提供する一方で、技術的なブラックボックス・複雑な仕組みと金銭的なリスクを伴うところから、利用者保護を目的とする法整備の必要性も認識された。この点において、先に一般的な決済サービス法を導入した EU 法にならい、どのような決済手段であれ、それらを用いた決済サービス(資金移動など)を包括的横断的な枠組みでもって法的規整を構築するという研究が開始された。これまでも、電子マネーや電子的記録債権の導入において、貨幣論や有価証券法理が参照されたが、そこでは、手形小切手が銀行制度の整備と並行して発展してきたこと、判例法理や商慣習が、決済手段と決済システムに対する社会的信認を前提として、自覚的に形成されてきたものではなかった、といった点を分析することはなかった。また、わが国のように規模の大きい決済サービス市場があり、決済手段ごとに固有の決済システムが整備され、それぞれに判例法理や商慣習が確立してきたところでは、新たな決済手段を含む、包括的横断的ケッサーサービス法制の整備に関する社会的ニーズは大きくなかったというべきである。以上の点を踏まえて、新たな決済手段の機能を把握するためには、貨幣論と有価証券それぞれについて伝統的理論を再検討し、共通の理論的基礎を見出す可能性を探究すべきであると考えに至った。

2. 研究の目的

本研究の対象となる決済手段・決済システムについては、「電子マネー」「仮想通貨」や「銀行システムの改革」といった言葉が人口に膾炙したように、一方で「おカネ」に対する思い込みがあり、他方でキャッシュレスの決済手段については、銀行システムを通さないことの利便性が強調される、といったような誤解が見られる。これは、議論の対象を特定する理論的枠組みの設定が曖昧だったことが原因であるとすれば、まずもって、「おカネ」すなわち貨幣に関する経済理論を見直すとともに、貨幣を代替する決済手段として発展してきた手形小切手などの有価証券に関する法原則・判例法理・商慣習の意義を貨幣論の視点から再解釈することを通じて、対象となる「新たな決済手段」の共通の性質を特定したうえで、包括的横断的な法的枠組みを検討する理論的基礎を提供するためである。

3. 研究の方法

(1) 貨幣論の研究について。伝統的な経済学においては、貨幣を機能から論ずる傾向にあるが、近時のいわゆる信用貨幣論・現代貨幣理論(MMT)はこれに反対する。そこで、貨幣に関する論争を振り返りながら、貨幣の本質を明らかにする理論を探究することとする。

(2) 有価証券法理について。わが国では、ドイツ法の影響を受けた有価証券理論が定着しているが、銀行券が不換紙幣となってからは、手形小切手の権利義務に関する法的議論が中心となり(手形理論)銀行制度との関係は、議論の対象とはされなくなった。手形上では議論が精緻化する一方で、新たな決済手段を「有価証券」と定義することがかえって困難となり、これまでの議論を参照することができなくなった。これに対し、イギリスでは、早くから銀行制度の形成との関わりで、銀行券や小切手の利用が促進されてきた、という歴史のなかで、銀行券と一覽払い式約束手形の関係、為替手形の一種としての小切手の利用、銀行で組織する手形交換所の整備がなされてきた。このようなドイツ法と英米法の比較において、有価証券と決済システム(銀行制度)の関係を再検討する。

(3) 以上を踏まえて、貨幣・有価証券と決済システムの関係、および法制度(判例法理、商慣習を含む)の視点から、包括的横断的法制が可能か、わが国の決済サービス市場の現実を考慮しつつ、方向性を考える。

4. 研究成果

(1) 貨幣論においては、主流派経済学という「商品貨幣」説が、現実へ妥当性を失っていると理解できる。これに対して、信用貨幣論(credit theory of money)およびその発展である「現代貨幣論(modern monetary theory)」は、貨幣とは、その形態を問わず、「負債の発行」であると考え。そして、貨幣の流通とは信用の社会科に他ならず、一部の取引のデフォルトから全体の信用不安を回避するため、「決済システム」が必要であり、伝統的にその役割を銀行楚々期が担ってきた。歴史的には、そのような社会的に信頼できる決済システムが整備されたからこそ、貨幣の流通が増大した(=経済が発展した)といえる。このことから、決済手段は特定の財産や紙である必要はなく、電子的な手段であってもよいが、社会的に信頼される決済システムがなければ、利用されない、という論理的因果関係を発見できる。

(2) 手形小切手などの有価証券に関する法的議論は、ドイツではもっぱらなんらかの価値を表章する証券であって、その権利義務関係をどのように理論的に説明するか、という方法を辿ってきて、わが国でもそのような方法論が定着している。そこでは、いわゆる交付契約説と創造説の

対立が強調されるが、銀行制度との関わりは、必ず必須のものではない、と解されていた。これに対し、Rogers は、イギリスの銀行制度に関する経済史・判例法理の広範なサーベイから、決済システムが整備されてくるにつれて、手形の裏書譲渡が減少したことを実証した。このことから、現代的な銀行制度が確立した現在では、流通保護を強調する正当所持人概念（善意取得・抗弁制限）は不要である、むしろ、有価証券法（流通証券法）を廃止して、決済手段と決済システム（銀行取立）に関する法規範を整備すればよい、と提言している。

（3）以上の分析から、貨幣に関する信用貨幣論と有価証券法理における創造説が、「負債の発行」という性質で共通すること、貨幣（紙幣）や有価証券（手形）の流通は、信頼できる決済システムの存在に依拠すること、という論理的因果関係が明らかになった。さらに、わが国の手形取引が銀行実務のなかで発展し、手形交換所規則による不渡処分などにより信用秩序を維持していることも、裁判所によって承認されているところから、わが国の有価証券法理においては、いわゆる創造説が妥当し、手形交換と行った決済システムによる信頼担保が機能している、ということができる。

（4）わが国では、決済手段の法的枠組みにおいて、「負債の発行」（創造説）決済システムによる流通の担保（銀行組織・手形交換）社会的な信頼（不渡処分など）という特徴を認めることができ、信用貨幣論と理論的な平仄を合わせて理解することができる。このような理論枠組みは、包括的横断的決済サービス法でも考慮することができる。すなわち、新たな決済手段と決済サービスの関係については、信用貨幣論・有価証券理論の統合的な解釈から、統一的に対象把握が可能となり、新しい決済手段をめぐる紛争については、伝統的な有価証券理論・判例法理・商慣習などを参照しつつ、当該決済手段の特徴のふさわしい解決を模索することができる。

（5）もっとも、決済手段・決済システムの信頼性というのは、法的概念ではなく、すぐれて社会学的治験を要する概念である。したがって、キャッシュレス決済サービスを行政的に管轄する政府は、利用実態を含め、社会学的なサーベイを行い、政策遂行の参考とすべきである。

（6）なお、本研究の過程で、COVID-19 やウクライナ戦争に起因するグローバルサプライチェーンの分断という大きな経済的問題が出来た。本研究との関係では、サプライチェーンに組み込まれた「スマートコントラクト」において、部品やサービスの供給が途絶したのに、その対価が「自動的に」に支払われたと処理するスマート・コントラクトの機能が紛争をもたらす可能性を指摘できる。この問題は、別途、研究課題として設定しているが、本研究からは、ブロックチェーン技術を利用した決済手段である点で、信用貨幣・有価証券として共通の機能を有するものと解することができるか、それが取引関係の（最終的な）消滅をもたらすほど、社会的に信認された決済システムかどうか、といった問題設定をしながら解決の方向を検討することができるのは、本研究から派生した成果の一部である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 伊藤壽英	4. 巻 日本比較法研究所研究叢書120
2. 論文標題 決済取引法制に関する一考察	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本比較法研究所設立70周年記念『グローバル化を超えてーアジア・太平洋地域における比較法研究の将来』所収	6. 最初と最後の頁 51-74
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊藤壽英	4. 巻 52巻2号
2. 論文標題 有価証券法理の再検討ー信用貨幣論からのアプローチ	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 比較法雑誌	6. 最初と最後の頁 179-210
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1. 著者名 70周年記念叢書編集委員会編	4. 発行年 2020年
2. 出版社 中央大学出版部	5. 総ページ数 502
3. 書名 グローバル化を超えて：アジア・太平洋地域における比較法研究の将来：日本比較法研究所設立70周年記念	

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------